

板橋区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(平成20年 8月21日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）並びに東京都板橋区基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日東京都板橋区規則第33号）に規定する基準該当障害福祉サービス等事業者並びに障害者総合支援法第77条第1項に定める事業のうち板橋区地域生活支援事業実施要綱（平成18年9月29日区長決定）第3条第4号及び第8号の事業を行う登録事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」と総称する。）に対して、障害者総合支援法、児童福祉法、東京都（以下「都」という。）又は板橋区（以下「区」という。）の条例、規則並びに区の要綱で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、もって区における障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

(指導形態等)

第3条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて、講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、次のいずれかの方法により、対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所又は施設において、実地に行う。

ア 一般指導 区が単独で行う実地指導

イ 合同指導 区が都と合同で行う実地指導

(指導対象の選定)

第4条 指導は、全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次に掲げるとおり行う。

(1) 集団指導

ア 概ね事業開始1年以内にサービスを開始した障害福祉サービス事業者等

イ その他、集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等

(2) 実地指導

- ア 通報、苦情の申し立て、自立支援給付に係る費用の請求等の状況等により、その運営の状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等
- イ 過去の実地指導における指摘事項の改善が図られていない障害福祉サービス事業者等
- ウ 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な障害福祉サービス事業者等
- エ 事業開始後、実地指導を実施していない障害福祉サービス事業者等
- オ 業務管理体制の整備に関して必要があると認められる障害福祉サービス事業者等
- カ その他、実地指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等

(指導の実施方針等)

第5条 区長は、指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項、指導の目標及び指導に係る項目等を掲げる障害福祉サービス事業者等指導実施方針（以下「実施方針」という。）を別に定める。

2 区長は、前項に規定する実施方針に基づき、指導の実施時期その他必要な事項を定める指導の実施計画を毎年度作成する。

(調査書の提出)

第6条 指導の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等から指導に必要となる調査書等の書類の提出を求めることができる。

(指導の実施方法)

第7条 指導の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報の提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。ただし、必要と認められる場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うものとする。

イ 指導方法

実地指導は、別に定める指導基準等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行う。なお、業務管理体制の整備及び運用の状況の確認等に当たっては、障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成24年3月30日障発0330第3

2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。第11条第1項第2号において「国監督通知」という。)を踏まえ、書面又は実地において検査する。

ウ 指導結果の通知

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知の発送日から30日以内に別に定める改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、職員2名以上の指導班を編成して実施する。

(実地指導後の措置等)

第8条 実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等に対しては、必要に応じて、再度、実地指導を行う。

2 実地指導の結果、第10条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、直ちに次条から第11条までに定めるところにより監査を行う。

3 実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

(監査方針)

第9条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、サービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について不正又は不当が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を取ることを主眼とする。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、障害福祉サービス事業者等が次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求等に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等に係る重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によっても、サービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。
- (6) 業務管理体制の監査については、指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚したとき。

(監査の実施方法等)

第11条 監査の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事前調査

区長は、原則として監査を実施する前に自立支援給付に係る費用等の請求等による書面審査を行うとともに、必要と認められる場合には障害福祉サービス事業者等のサービスを受けた障がい者及び障がい児の保護者に対する聞き取り調査を行う。

(2) 監査の実施等

区長は、前条に規定する事項に関し確認の必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、監査の実施日時、場所、監査内容等を記載した実施通知を交付した上で、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、又は当該障害福祉サービス事業者等の事業所又は施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。なお、業務管理体制の整備及び運用の状況の確認等に当たっては、国監督通知を踏まえ実施する。

(3) 監査体制等

ア 監査は、職員2名以上の監査班を編成して実施する。

イ アにかかわらず、監査は、その必要があると認めるときは、副参事級の職にあるものを長とした職員3名以上の特別班を編成して実施する。

(4) 監査調書の作成

区長は、監査を実施したときは、当該監査に係る調書を作成するものとする。

- 2 区長は、監査の結果、軽微な改善を要するにとどまると認められた事項については、第7条第2号に規定する実地指導に準じた方法その他適宜の方法により、必要な指導又は助言を行うことができる。

(通知)

第12条 区長は、監査の結果、障害者総合支援法第49条第6項、第50条第2項及び第3項、第51条の28第6項及び第51条の29第3項に規定する場合に該当すると認めるときは、指定を行った当該都道府県知事に通知する。ただし、都と区が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

(勧告)

第13条 区長は、監査の結果、障害者総合支援法第51条の28第2項及び第51条の33第1項又は児童福祉法第21条の5の23第1項、第21条の5の28第1項、第24条の16第1項、第24条の19の2、第24条の35第1項及び第24条の40第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、当該規定による勧告をすることができる。この場合において、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第14条 区長は、障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく前条に掲げる勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合においては、その旨を公示しなければならない。

- 2 区長は、障害福祉サービス事業者等が児童福祉法第33条の18第4項及び第34条の6に規定する場合に該当すると認めるときは、当該規定による命令を行うことができる。
- 3 前2項の規定による命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(指定の取消し等)

第15条 区長は、障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第51条の29第2項各号、

児童福祉法第21条の5の24第1項各号、第24条の17各号、第24条の36各号、第33条の18第6項、東京都板橋区基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則第8条各号（第1号を除く。）、東京都板橋区移動等支援事業実施要綱第14条各号又は東京都板橋区日中一時支援事業実施要綱第13条各号に該当すると認められた場合には、当該規定に基づき指定若しくは登録の取消し又は期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うことができる。

（聴聞等）

第16条 区長は、監査の結果、障害福祉サービス事業者等に対して、命令又は指定若しくは登録の取消し又は期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力の停止を行う場合は、当該事業者に対し東京都板橋区行政手続条例（平成7年板橋区条例第31号）第13条第1項各号に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

（経済上の措置）

第17条 区長は、監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、障害福祉サービス事業者等に対し障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項若しくは第5項に基づく不正利得の徴収を行うことができる。

2 区長は、前項により不正利得の徴収を行うときは、その徴収額に加え、原則として障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項若しくは第5項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は5年間とする。

（報告）

第18条 区長は、必要に応じて指導及び監査の実施状況等について、国又は都に報告を行う。

（連携）

第19条 区長は、指導及び監査にあたっては、国、都及び他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成20年8月21日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。